

令和2年4月15日

保護者の皆様へ

東根市立東郷小学校
校長 須藤 真

臨時休業日の延長と登校日について

山形県内でも新型コロナウイルス感染症の拡大により、山形県教育委員会より臨時休業日の延長要請があり、そのことを受けて東根市教育委員会においても市内小中学校の臨時休業期間を要請通り5月の連休明けまで延長しました。保護者の皆様におかれましては、急な臨時休業への対応等、ご難儀とご心配をおかけしておりますことに、心から感謝とお詫びを申し上げます。

つきましては、臨時休業日の延長にあたり、子供たちの生活指導や学習機会の確保のために、登校日を下記のように計画しておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

なお、本市及び本校の今後の状況に変化があった場合は、さらなる変更がありうることをご承知おきください。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月9日～22日 を 令和2年4月9日～5月10日に延長

2 登校日

- ・ 4月20日～5月1日の期間、週一回程度一人当たり2回登校を行います。
- ・ 感染予防のため、各地区別に分散登校を行い、クラス当たりの人数を10名程度に抑えます。
- ・ 登校から下校までマスクを付けます。手作りでも、洗い直したものでも可。
- ・ 時間は、午前8時15分～午前10時30分までの2時間程度になります。
- ・ 内容は、生活指導と学習指導を行います。
- ・ 指導の際は、教師の説明を主にし、子供同士の対話や交流は行いません。
- ・ 児童間の距離の確保と高い頻度の換気を実施します。
- ・ 登校日の地区別の登校日や登校の仕方、持ち物等については、別紙の「臨時休業期間中の登校日について」をご覧ください。

3 その他

- ・ 別紙の登校日も学童保育所に入所している児童のお預かりをしますが、三つの密を避けるため、できる限りご家庭で居場所を準備くださると助かります。
- ・ 登校日は、10時30分の下校を予定していますが、その後、学童保育所を利用する場合、昼食(弁当・水筒等)を忘れずにご準備ください。

※ 必ず別紙の「臨時休業期間中の登校日について」をご覧ください。